

鳥取市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第52号

鳥取市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市道の駅の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

道の駅西いなば気楽里	鳥取市鹿野町岡木
------------	----------

第6条第1項及び第8条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第6条、第8条関係）

道の駅西いなば気楽里利用料金

区分		利用料金
飲食提供施設		1月につき売上高に100分の15を乗じて得た額に1㎡当たり1,300円で算定して得た額を加えた額
特産品販売施設		
農林水畜産物加工直売施設		
大型チャレンジショップ		1月につき 300,000円
体験加工・地域	営利目的	1㎡1日につき 500円

交流室	営利目的以外	1 m ² 1日につき 100円
多目的スペース	営利目的	1 m ² 1日につき 500円
	営利目的以外	1 m ² 1日につき 100円
備考 「売上高」とは、利用者が農林水畜産物、飲食物等を販売して得た対価の額の総額をいう。		

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。